一　名称
　株式会社都島学園
二　主たる事務所の所在地
　大阪府大阪市都島区都島中通一丁目一四―一五
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百三十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社都島学園
二　主たる事務所の所在地
　大阪府大阪市都島区都島中通一丁目一四―一五
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百三十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社アジマ自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百三十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社アジマ自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第百二十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年六月十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	大阪新島埋立区域Ｂ灯標
位置	
所在地	阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・五キロメートル）
北緯	三四―三八―〇二
東経	一三五―二一―一五
変更した事項	
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日	平成二十五年五月二十五日
名称	木更津港東電富津火力ＬＮＧバース灯
位置	
所在地	千葉県木更津港（東電富津火力ＬＮＧバース中央）
北緯	三五―二〇―二九
東経	一三九―四九―二六
変更した事項	
記事	一　附属施設　副灯二個 イ　灯質　モールス符号白光毎一〇秒にＵ（・・―） ロ　光度　実効光度一三〇カンデラ ハ　光達距離　平均水面上から灯火まで一五海里 ニ　高さ　本灯の北方約二三〇メートル及び南方約二〇〇メートル ホ　設置場所　副灯二個は、本灯と同期している。 ヘ　記事　東京電力株式会社フュエル＆パワー・カンパニー東火力事業所富津火力発電所管理
変更年月日	平成二十五年四月一日
名称	木更津港東電富津火力第二ＬＮＧバース灯
位置	
所在地	千葉県木更津港（東電富津火力第二ＬＮＧバース中央）
北緯	三五―二〇―四四
東経	一三九―四九―一七
変更した事項	
記事	一　附属施設　副灯二個 イ　灯質　モールス符号白光毎八秒にＵ（・・―） ロ　光度　実効光度三九〇カンデラ ハ　光達距離　平均水面上から灯火まで七・五海里 ニ　高さ　本灯の北方約二三〇メートル及び南方約二〇〇メートル ホ　設置場所　副灯二個は、本灯と同期している。 ヘ　記事　東京電力株式会社フュエル＆パワー・カンパニー東火力事業所富津火力発電所管理
変更年月日	平成二十五年四月一日
名称	木更津港東電富津火力導標（前標）
位置	
所在地	千葉県富津市
北緯	三五―一九―二五
東経	一三九―四九―三一
変更した事項	
記事	東京電力株式会社フュエル＆パワー・カンパニー東火力事業所富津火力発電所管理
変更年月日	平成二十五年四月一日
名称	木更津港東電富津火力導標（後標）
位置	
所在地	千葉県富津市（前標の南南西方約五四〇メートル）
北緯	三五―一九―〇九
東経	一三九―四九―三七
変更した事項	
記事	東京電力株式会社フュエル＆パワー・カンパニー東火力事業所富津火力発電所管理
変更年月日	平成二十五年四月一日
名称	木更津港東電富津火力新北防波堤西灯台
位置	
所在地	千葉県木更津港（東電富津火力新北防波堤西端）
北緯	三五―二〇―五六
東経	一三九―四九―一一
変更した事項	
記事	東京電力株式会社フュエル＆パワー・カンパニー東火力事業所富津火力発電所管理
変更年月日	平成二十五年四月一日
名称	東電扇島ＬＮＧバース灯
位置	
所在地	京浜港川崎区（東電扇島ＬＮＧバース中央）
北緯	三五―二八―一五
東経	一三九―四四―二〇